

令和3年度事務事業点検・評価報告書

令和 5 年 1 月
江戸川区教育委員会

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



「SDGs」とは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、2015年の国連サミットで採択された2030年までの世界共通の目標です。

貧困、教育、環境、産業など17の目標と169のターゲットから構成され、すべての人が「自分ごと」として取り組むことで、住みよい社会が実現します。

江戸川区は、誰もが安心して自分らしく暮らせる共生社会の実現に向けてSDGsに積極的に取り組んでいます。

令和3年度事務事業点検・評価をするにあたり、事業ごとに関連するSDGsを示しています。

1 はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、各教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが義務付けられています。

この報告書は、江戸川区教育委員会が効果的な教育行政の推進と区民への説明責任を果たすため、令和3年度の事務事業の管理及び執行状況について、学識経験者の知見を活用し、点検・評価を実施し、その結果をまとめたものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 令和3年度事務事業の点検・評価方法等

(1) 対象事務事業の選定

令和3年度に江戸川区教育委員会が取り組んだ主要な事務事業の中から、教育長、教育委員会委員及び教育委員会事務局職員の協議により、下記の5事業を点検・評価の対象として選定した。

(評価対象事業)

	評価対象事業名	所管課
1	長時間勤務教職員に対する産業医面接	教育推進課
2	ウインタースクール代替行事支援事業	学務課
3	学級指導補助員	教育指導課
4	小学校水泳指導の民間施設委託	学校施設課
5	教育相談	教育研究所

(2) 点検・評価の方法

点検・評価の流れ

対象とした事務事業について、当該事業の所管課が自ら点検・評価を行ったうえで、教育委員会が内部評価を実施し、その評価内容を学識経験者に提示し、外部評価を実施した。

内部点検・評価の視点

点検・評価の対象として選定した事務事業について、施策を実現するための執行実績を「成果」、「有効性」、「効率性」の視点から点検・評価するとともに、課題と問題点を洗い出し、今後の対応方向を示した。

外部評価の視点

点検・評価の客観性を確保するため、様々な分野で教育施策や人材育成に携わるなど、教育について高い見識を有しており、従前から本区の教育施策に対し指導、助言をいただいている学識経験者などから、点検・評価の対象とした事務事業の有効性と今後に向けた取組等に関する意見等を聴取した。

評価指標

a. 内部評価

以下の評価指標をもとに5～1の5段階で評価を行った。

(評価指標)

評価基準	主な評価指標
成 果	計画どおり事業が執行され成果をあげられたか ・年次目標・計画の設定は妥当であったか ・計画に即して円滑に事業を執行できたか ・目標とする効果・成果をあげることができたか
有効性	教育目標達成に向けた有効な取組となっていたか ・事業内容は妥当であったか ・時代の要請に適応した事業内容となっていたか ・児童生徒の教育上、真に有効な取組であったか
効率性	適切な手法・手段により事業が実施されたか ・適正な経費で目標とする効果を挙げられたか ・効率的な手法・手段となっていたか ・対象とする範囲は適正であったか

(評語の定義)

評語	内 容
5	計画に即して適正に事業が執行され、当初目標以上の成果・効果が得られた。
4	計画に即して概ね適正に事業が執行され、当初目標とした成果・効果を得られた。
3	事業の一部見直し・改善を図っていく必要があるものの、当初目標とした成果・効果をほぼ得られた。
2	当初目標とした成果・効果をあまり得られず、事業手法や執行体制等、大きな見直し・改善が必要。
1	事業を廃止（または休止）

b. 外部評価

(評語の定義)

評語	内 容
A	教育目標達成のために大きな効果がある事業であり、引き続き事業を実施していくべきである。
B	教育目標達成のために一定程度の効果が期待できる事業であり、さらに工夫、改善を加え、事業を継続していくべきである。
C	改善すべき点が多く、期待した効果が少ない。事業の大幅な見直し、または廃止を検討する必要がある。

(3) 学識経験者 (外部評価者)

並 木 正 東京理科大学特任教授

佐 藤 浩 日本体育大学教授

以上 2 名

3 各事務事業の評価

事業名：長時間勤務教職員に対する産業医面接

【1】事業目的

区立小中学校の教職員において、時間外勤務が月 100 時間以上の長時間勤務の者及び、月 80 時間超えの長時間勤務かつ疲労の蓄積が認められ申出があった者に対して、産業医による面接指導を実施することで、長時間勤務による脳・心臓疾患及びメンタルヘルス不調等の健康障害を防止する。

【2】事業概要

実施内容・実績

1 産業医面接指導対象者

- ・ 時間外勤務が月 100 時間以上の長時間勤務の者
- ・ 時間外勤務が月 80 時間超えの長時間勤務かつ疲労の蓄積が認められ申出があった者

2 委託先

医療法人社団 同友会

3 実施内容

(1) 事業の開始

令和元年 11 月の打刻実績に基づき令和 2 年 1 月から実施

(2) 実施場所

春日クリニック 文京区小石川 1-12-16 小石川 TG ビル
江戸川区役所本庁舎内（令和 3 年 6 月～）

(3) 事業内容

対象者の把握及び勧奨

- ・ 各学校長は、打刻実績から面接指導の対象となる教職員を把握し、当該教職員に対し、その趣旨を説明の上、面接指導を受けるよう勧奨を行う。

面接指導の実施

- ・ 対象者は委託事業者の管理する予約システムにて、希望の日時及び会場で予約をし、当日産業医と一対一で面接を実施する。
- ・ 対象者のうち予約確認の取れない者がいた場合、教育委員会は当該対象者の所属する学校長に対し、面接指導の勧奨を行う。

産業医意見書の提供

- ・ 面接終了後に産業医から意見書を提供し、学校長へ提出するように指示を出す。

事後措置実施報告書の提出要請

- ・ 産業医意見書の指導区分に応じて、長時間勤務状況を改善するために所属にて具体的な事後措置を実施して、報告書を教育委員会へ提出する。

4 実績

(1) 面接指導実績

	元年度 1	2年度	3年度
教職員数	2,628人	2,650人	2,625人
対象者 ²	140人(小:34人) (中:106人)	207人(小:80人) (中:127人)	54人(小:18人) (中:36人)
実施者	42人(小:17人) (中:25人)	198人(小:74人) (中:124人)	52人(小:18人) (中:34人)
実施率	30%	95.7%	96.3%

1 令和元年11月の打刻実績に基づき令和2年1月から実施

2 対象者は100時間以上の長時間勤務者

(2) 面接指導結果

事後措置を必要とする産業医指導区分内訳

	元年度	2年度	3年度
要注意	3件	15件	14件
要軽業	0件	1件	1件
要休業	0件	0件	0件

長時間労働者への面接指導実施要領「別表2 事後措置の一般基準」より

要注意...超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務をさせないか又はこれらの勤務を制限すること。

要軽業...勤務場所又は職務の変更、休暇による勤務時間の短縮等の方法で勤務を軽減し、かつ、深夜勤務、超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務をさせないこと。

要休業...休暇又は休業等の方法で療養のため必要な期間勤務させないこと。

経費

産業医派遣費用 8,458千円

面接予約システム利用料 0千円

会場使用料 0千円

【3】内部評価

成果

対象者1名1名と産業医が個別に面接を行うことで、自身の置かれている状況と長時間勤務が及ぼす心身への悪影響を理解し、現状を改善するための意識啓発に取り組んだ。

また、面接指導後の産業医意見書を学校長に提供することは、学校長が管理監督者として所属の現状を把握する契機となり、学校全体の最終退勤時間を設定する等の動きも出てきている。

更に、令和2年度からは、面接指導の予約をしていない教職員がいる際、教育委員会から学校長に対し勧奨通知を送付している。その結果、面接指導の確実な実施へとつながり、実施率が90%以上となった。

上記の取り組みを進め、月100時間を超える長時間勤務教職員数は令和2年度207名から令和3年度54名に減少した。

有効性

産業医が医学的見地から、独立性・中立性をもって意見を述べることで、就業上の措置を適切に講じることができ、教職員個人の健康管理に対する意識啓発も促される。また、産業医による指導区分が厳しい場合、勤務状況を改善するための具体的な取り組みを学校長から教育委員会へ報告することとしており、学校全体の業務分担を見直すきっかけとなっている。面接指導から得られた情報を活用することで、今後も長時間勤務教職員数の逡減が期待される。

長時間勤務の改善は、睡眠時間や個人のリラクゼーションの時間確保につながり、健康面・精神面においてリスク軽減に寄与するとともに、心身の不調を未然に防止することで円滑な学校運営に繋がっている。

効率性

専門的な知識及びノウハウを有する民間事業者に業務を委託することにより、機微な情報の管理、精巧な分析等に基づく対応を含め、事務処理の効率化が図られており、費用対効果の高い事業である。

また、委託事業者の管理する面接予約システムを利用することで、本人が予約日時及び場所を選択することができるため利便性も高い。

個別対応が必要になった場合は、教育委員会が調整役となることにより、産業医・教育委員会・学校の連携をスムーズにすることで、迅速な対応を取れる運用を行っている。


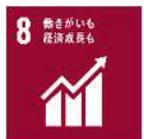
【4】今後の課題

産業医面接は、対象者に対し、長時間勤務による脳・心臓疾患及びメンタルヘルス不調等の健康障害の危険性の認知を促し、また、学校長に至っては所属の状況を見直す契機の一つとなっており、月100時間を超える長時間勤務教職員数は減少している。

しかしながら、依然として長時間勤務職員は存在しており、中には複数月連続している者もいるため、すべての教職員が長時間勤務を続けることが命を脅かすものであるというリスクを理解して、心身の不調を未然に防止するために自発的な行動を起こすような意識啓発及び削減に向けた不断の取り組みが必要である。

内部評価	4
------	---

SDGs17 の目標 関連項目

 <p>3 すべての人に 健康と福祉を</p>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

【5】外部評価

学識経験者（外部評価者）の意見

○ 学校の中では、忙しい人に仕事が回ってくる傾向がある。例を挙げれば、日常の授業や担任の仕事の他に部活動の顧問で、都の委員を引き受けていて、区の試合から都の試合の手配もしなければならなくなっている教諭もいる。生活指導でひとたびなにかあれば、時間を取られることもある。つまり、自分の健康を顧みる余裕がなくなることも度々ある。私の校長時代の経験でも、忙しそうなお教諭に健康面で注意するように話したら、反抗的な態度をとられた経験もある。そんな時に第三者的立場から助言する人がいれば、健康を崩さずにすむのではないかと思う。また、副校長は学校点検等で出勤時間も早く、職員室内の教諭の仕事の管理をはじめ健康管理と多岐にわたる仕事をこなしており、自己の健康を振り返る余裕が少ない。

これらのことを鑑み、産業医の面接は業務を命じている管理職からの助言より、本人に健康について考える契機をつくることができると考える。学校医も定期検診ごとに校長に報告をあげてくれていたが、校長から校医への受診を伝えるよりも、産業医からの面談と助言の方が第三者の中立的立場からの意見であり、副校長、教諭に真剣に受け取られると考える。

（並木 正 東京理科大学特任教授）

○ 文部科学省の通知「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（平成31年3月18日）」には、第1に、「勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進」が挙げられ、具体的な内容として、「ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握・集計するシステムの構築」が明記されている。これは、実働勤務時間の意識付けを行う中で、長時間勤務とメンタルヘルスとの関わり、健康とワークライフバランスに対する意識の向上、及び勤務環境の改善等を目指すものである。

江戸川区教育委員会では、本通知を忠実に踏まえ、長時間勤務による脳・心臓疾患及びメンタルヘルス不調等の健康障害の防止を目的として、タイムレコーダーの導入により明らかになった時間外勤務が月100時間以上の者等を対象に、産業医による個別の面接指導を実施した。

実施率を 90%まで高めた結果、自身の置かれている状況と心身への悪影響の理解、現状改善に向けた意識啓発を図り、令和3年度の月 100 時間を超える長時間勤務教職員数を 54 名(前年比-153 名)にまで減少させることができた。また、校長に対し教員の勤務状況改善に向けた具体的な取組の報告を課すことにより、各校長が責任をもって学校全体の業務分担を見直す有効な機会へと結び付けることができた。これらは本事業の大きな成果であると言える。

しかし、依然として一部長時間勤務教員が存在しており、こうした現状をどのように改善していくのかが今後の大きな課題である。私が令和4年3月まで勤務していた都内公立中学校では、分掌主任や学年主任など核となる主幹教諭や主任教諭が長時間勤務する傾向があった。学校全体の業務分担の見直しや学校の組織体制の構築だけでは解決できるものではなく、彼らをサポートする教員一人一人の資質能力の向上とそれらをかけ合わせた教員組織の総合力の向上を図ることが何よりも必要であると感じた。校内における努力の他、教育委員会と校長の協議のもとで、学校が必要とする教員を配置する計画的な人事異動による支援も、併せて推し進める必要があると考える。こうした視点も含め、今後も不断の取組が進められることを期待する。

(佐藤 浩 日本体育大学教授)

外部評価	A
-------------	----------

事業名：ウインタースクール代替行事支援事業

【1】事業目的

令和2年度のウインタースクールは、国の緊急事態宣言を受け中止することとなった。このウインタースクールの代替行事として、令和3年度に実施する校外活動に小学校6年生が参加する場合、その経費の一部を支援することにより保護者の負担軽減を図る。

【2】事業概要

実施内容・実績

1 本区の小中学校では宿泊を伴う校外活動について、次の行事を実施している。

小学5年	ウインタースクール	(宿泊料等の公費助成あり)
小学6年	日光移動教室	(宿泊料等の公費助成あり)
中学2年	林間学校	(公費助成なし)
中学3年	修学旅行	(公費助成なし)

2 こうした校外活動は、平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うことをねらいとしている。

3 しかし、コロナ禍により令和2年度では、小学5年のウインタースクール、小学6年の移動教室、及び中学2年の林間学校は区として中止することとした。

参考：令和2年度の『緊急事態宣言』の発令期間

令和2年4月7日(火)～5月25日(月)

令和3年1月8日(金)～3月21日(日)

4 そこで、令和2年度のウインタースクールの代替行事を令和3年度に実施する場合は、小学校6年生の参加費用を支援することにより、保護者の負担軽減を図ることとした。

(1) 対象行事 令和3年度に実施されるウインタースクール代替行事

(2) 支援額 児童1人あたり5,000円(上限額)

(3) 実績 69校中58校で申請あり

支援総額 18,755千円 (1校平均323千円)

支援対象児童数 4,646人 (1人平均4,037円)

主な行き先

八景島シーパラダイス、東京ディズニーランド、国会議事堂、グローバルゲートウェイ、キッズニア、スキー教室など

経費

負担金補助及び交付金 18,755 千円

予算措置 歳出：令和3年度第2回区議会定例会（6月）で補正計上 27,865 千円

歳入：令和4年度都区財政調整制度の特別交付金の対象事業採択を申請中

【3】内部評価

成果

令和3年度の当初予算の策定時には見込めなかった状況の変化に即応し、令和3年度最初に開催される第2回区議会定例会に補正予算を諮ることができ、迅速な対応を行った。

またこれにより、本支援事業を実施することを年度の早い時期(6月)に学校に周知することができたため、学校において年間のカリキュラム編成の修正が円滑に行うことができた。

こうした素早い対応により、代替行事の実施について学校と保護者への十分な周知期間の確保ができ、大多数の学校で保護者の理解を得て代替行事の実施につながった。

有効性

校外活動は、平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うことをねらいとしている。

小学5年次にこうした機会に恵まれなかった児童に対して、その学習機会を保障することができた。

また、小学6年次において例年実施している移動教室とウインタースクールの代替行事との両方を実施することは、単年度での経済的負担が重くなることが考えられる。本事業の実施により、こうした保護者への経済的負担を軽減することができた。

加えて、保護者への経済的支援があることにより、学校において代替行事を実施するという判断を後押しすることができた。

効率性

事業の実施に当たり、一律に一人当たり定額を支援するのではなく、一定額(5,000円)を上限とし代替行事の実際の経費額を支援した。このことにより、いわゆるバラマキ支援ではなく実態に見合った額の支援を効率的に行うことができた。

また、対象事業については、宿泊でのスキー教室に限らず、日帰りでの校外活動や雪国体験以外であっても校外活動のねらいを達成できるものであれば可とし、学校の授業日程に繰り入れやすくした。

学校からの申請にあたって、簡便に申請できるよう、申請書様式をわかりやすくかつ自動入力を多用し、学校現場の負担軽減に努めた。

【4】今後の課題



学校教育を取り巻く環境が、パンデミック等の災害によって極めて急激にかつ大規模に変化することが十分にあり得ることを、今回のコロナ禍で経験した。

今後、こうした局面にあっても、迅速にかつ適切に、内部意思の決定、対応策の具体的立案やそれを裏付ける予算の手当てなどを行えるよう、本事業での知見を活かして行くことが期待される。

また、校外活動の新型コロナウイルス対応にあっては、本事業のような代替行事だけでなく保護者負担軽減の観点から、宿泊行事を中止した場合のキャンセル料の公費支援などについても、今後の感染拡大状況等を注視しながら機動的に対応の検討を行うことが求められる。

内部評価	5
-------------	---

SDGs17の目標 関連項目

 1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
 4 質の高い教育をみんなに	すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

【5】外部評価

学識経験者（外部評価者）の意見

- ウィンタースクールは教育課程上特別活動に位置付けられる活動である。この特別活動の行事は集団での活動を通して、人間関係づくり、集団としての成就感など、児童にとって、多くの成果がえられる機会でもある。この活動は義務教育における小学校6学年の移動教室、中学校2学年の林間学校、3学年の修学旅行と発達段階に応じた宿泊体験学習のねらいをしっかり達成するために行われると考えるべきである。つまり、宿泊体験を通して、人間関係を深めることもあるが、自己指導力を培う、他の同級生に迷惑をかけないよう自分をしっかりと自立させたものにしていく場になると考える。よって、ウィンタースクールの代替行事支援事業は、単にウィンタースクールを中止するだけと異なり、代替の行事を組むことで発達段階に応じた取組になると考えられる。

宿泊体験をすることは、まさに寝食をともにすることになり、児童同士、児童教師同士でより深まった関係がつけられ、適切な指導ができるようになると考えられると同時に自立に向けた第一歩になる。
(並木 正 東京理科大学特任教授)

- ウィンタースクールは、学習指導要領では「特別活動」の「遠足・集団宿泊的行事」に位置づけられ、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方などの体験を積むことが定められている。教育的意義はもとより、児童にとっては学校行事の中でも最も楽しみにしている行事、思い出として将来に残っていく行事である。

令和2年度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、全国の多くの小学校が、こうした「遠足・集団宿泊的行事」が中止や行先の変更を余儀なくされ、今までと同様の内容で実施することができなくなった。こうした状況の中、江戸川区教育委員会は、小学5年生を対象としたウィンタースクール等を中止するとともに、翌令和3年度、ウィンタースクールの代替行事を実施する場合に経費の一部を支援し、保護者の負担軽減を図ることとした。令和3年度の当初予算の策定時には見込めなかった状況の変化に迅速に対応し、早い時期に本支援事業の実施を決定したことで、学校からの保護者への十分な周知を可能とし、保護者の理解を得ることができた。また、コロナ禍の中で、経済活動が大きな打撃を受け、長期休業や廃業を余儀なくされ仕事を失う保護者も少なくない状況での経費の一部支援は、保護者に対する大きな助けとなり、著しい成果が得られたものとする。

しかし、一方で、小学校の最高学年の6年生の日光移動教室の代替行事が実施できなかったことは残念である。当該年度（令和2年度）内の対応となり、更に迅速な対応が求められるなど、極めて難しいことと思われるが、区教育委員会と区校長会との連携のもとで実現できたとしたら、更に大きな成果として認められたものとする。今後も感染拡大状況等を注視しながら、機動的な対応の在り方について検討を行い、より一層充実させてくれることを期待する。

（佐藤 浩 日本体育大学教授）

外部評価	A
-------------	----------

事業名：学級指導補助員

【1】事業目的

「教室が騒然としていて授業が進まない」、「児童・生徒に教員の指導が入らない」など、厳しい状況に陥った学級、またはその学級が属する学年に対して、教育職員免許状を有する者（または取得見込の者）あるいは学級指導補助員の役割を理解し、その職責を遂行する熱意を有する者を学級指導補助員として配置し、複数体制で児童・生徒への指導に当たる環境を整えることで、落ち着いた状態に回復させる。

【2】事業概要

実施内容・実績

1 実施内容

(1) 事業の開始

平成 13 年度

(2) 勤務日及び勤務時間等

週 5 日を原則として、授業時間に基づき一日当たり 5 時間を限度

原則 3 カ月以内として、状態が回復するまで延長可能

(3) 処遇

月額 7,030 円 交通費月額上限 1,100 円

(4) 職務内容

教員の補助

問題傾向・多動傾向のある児童・生徒に対する学習の支援

学習の遅れがちな児童・生徒への個別支援

児童・生徒の話し相手

2 実績

(1) 令和元年度配置人数・校数

全 28 人 全 17 校（小学校 14 校 中学校 3 校）

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学校	3	1	6	2	4	6	22
中学校	5	1	0				6

(2) 令和2年度配置人数・校数

全27人 全17校(小学校14校 中学校3校)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学校	6	6	1	5	1	3	22
中学校	2	3	0				5

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策による学校休業を行ったため、事業は6月から開始

(3) 令和3年度配置人数・校数

全45人 全22校(小学校17校 中学校5校)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学校	5	12	0	12	5	0	34
中学校	2	6	3				11

経費

16,514 千円

(内訳)	報酬	14,476 千円
	職員手当	1,082 千円
	共済費	82 千円
	特別旅費	874 千円

【3】内部評価

成果

学級指導補助員を配置した学校の管理職からは、「空き時間の教員が担任の補助をする特別な体制を組んでいたが、学級指導補助員が配置されたことで、通常の体制に戻すことができた。」「配慮を要する児童に担任が個別指導をしている間、学級指導補助員が他の児童の様子を見守っていてくれて助かった。」「生徒と学級指導補助員に信頼関係が生まれ、楽しそうに会話をする姿が増えたことで、クラスに活気が戻ってきた。」という声が寄せられるなど、本事業の成果として、落ち着いた学習環境及び児童・生徒の居場所づくりの回復が実現できている。

有効性

本事業は、児童・生徒が抱える様々な要因や複数の児童・生徒の授業妨害等で学級及び学年において児童・生徒が落ち着かない状況が発生し、指導が成り立ちにくい状況が生じた場

合に、学級及び学年の状況を改善することをねらいとしており、小・中学校全校が必要に応じて、年間を通していつでも申請ができるようにしている。

一定期間、学級・学年に配置された学級指導補助員が1・2時間目から児童・生徒が下校する時刻まで、ほぼ1日補助に当たることにより、学級・学年全体の雰囲気落ち着かせることができる。

また、児童・生徒が教室を飛び出してしまう状況が生じた場合においても、担任または学級指導補助員が対応できることから、当該児童・生徒の安全を確保することができる。

効率性

学級指導補助員の配置に当たっては、学校長からの申請、あるいは指導主事による状況確認後の学校長への進言等から、必要性や緊急性も含め配置すべきと判断した学級及び学年に早急に配置している。

本事業は必要な学級及び学年に必要な期間（原則3カ月）において学級指導補助員を配置し、上記の成果をあげていることから、費用対効果が高い事業である。小学校低学年の配置は、早期の学級安定につなげることができる。低学年で落ち着いた学級の基礎ができることで、学年が進行したとしても落ち着いた状態が保たれる。

令和3年度から、学年全体にも配置できるようにしたことで、学校がその日の学級の状況によって柔軟に補助員を配置することができている。当該学級だけでなく、学年全体の支援に入ること学級の垣根を超えて生徒同士のつながりをもつ中学校においては、学年配置にすることで学級指導補助員を運用しやすくなっている。

【4】今後の課題







令和4年度、本区が「エデュケーション・アシスタント配置モデル事業（小学校副担任配置支援事業）」（東京都教育委員会）に指定され、第1～3学年に1人ずつ、副担任を配置（小学校20校）している。学級運営を支援することのできる人材が常時配置されたことで、学級の荒れを未然に防ぐ効果がみられ、安定した学年・学級経営を実現することができている。

一方で学級指導補助員は、学級が厳しい状況に陥った、もしくは陥る気配のある場合に配置している。前述のとおり、学級指導補助員を配置することで落ち着きを取り戻すことのできた学級が多いが、厳しい状況が継続してしまった学級もある。

今後、「エデュケーション・アシスタント」と「学級指導補助員」の両者の特徴である学級の荒れの未然防止・早期対応を生かし、配置の在り方について研究を進めていく。

内部評価	5
------	---

SDGs17 の目標 関連項目

	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	各国内及び各国間の不平等を是正する
	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

【 5 】 外部評価

学識経験者（外部評価者）の意見

- 学級指導補助員の仕事は学級の安定に向けて、非常に重要であると考えます。近年、発達障害のある児童・生徒が増加する傾向にある。私の大学でも小学校でのインターンシップを行っており、その小学校でいきなり自分の机を蹴り倒して絶叫する児童がおり、常に学級指導補助員がついてクールダウンにむけて学級の外で対応するおかげで、担任はその児童に大きく手をかけることなく、授業を進めることができていた。このような状況は程度の差はあれ、多くの学校で見られる。大学にも頻繁に学級指導補助員の募集が来ている。学級指導補助員が常にこのような児童・生徒に対応することによって、担任がその児童・生徒にかかりっきりになり、他の生徒に指導が入らず生じる学級の荒れを防ぐと同時に児童・生徒の学習を進めることができる。学級指導補助員の児童・生徒との人間関係づくりのスキルに負うところが大きいことはあるが、学級指導補助員は学級の学習を適切に進める上で欠くべからざる事業であると考えます。
(並木 正 東京理科大学特任教授)

- 文部科学省による2020（令和2）年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、令和元年度中に発生した暴力行為で、小学校は過去最多の4万3,614件（10年間でおよそ6倍）にまで至り、加害児童の数も全学年で前年度より増加し、特に小1が3,335人から4,096人（+761）、小2が4,311人から5,118人（+807）、小3が4,914人から5,756人（+842）へと大幅に増加している（小4は+472人、小5は+220人、小6は+309人）。

この現状から、本事業が対象とする「教室が騒然としていて授業が進まない」、「児童・生徒に指導が入らない」など厳しい状況に陥る学級、学年が出ることは容易に想像できる。こうした事態に至る要因については、児童・生徒の成育、生活環境、児童・生徒が経験するストレス等があり、最近の児童・生徒の傾向として、感情を抑えられず、考えや気持ちを言葉でうまく伝えたり人の話を聞いたりする能力に問題のある子どもの増加が考えられる。また、発達障害を背景としたものも少なく、それぞれの症状によって抱える問題も多様で、障害に対する困難さが適切に対処されない場合、二次的症狀として暴力行為が行われることもあると考える。

江戸川区教育委員会は、こうした児童・生徒の現状を踏まえ、厳しい状況に陥った学級、学年に対して、素早く教育職員免許状を有する「学級指導補助員」を配置し、「教員の補助」「問題傾向・多動傾向のある児童・生徒に対する学習の支援」に当たらせ、落ち着いた学習環境を維持し、児童・生徒の居場所づくりを回復させたことは、素晴らしい成果である。さらに、複雑化する子どもたちの問題行動に学級担任が一人に対応するのではなく、「学級指導補助員」の配置を核として学年で対応するなど、学校の組織的な体制づくりにおいても成果を挙げており、大いに評価できるものである。（佐藤 浩 日本体育大学教授）

外部評価	A
-------------	----------

事業名：小学校水泳指導の民間施設委託

【1】事業目的

学校改築校における改築期間中の水泳指導を、屋内プールを有する民間スイミングスクールへ業務委託することで、天候に左右されない環境のもと計画的な水泳授業を実施する。

さらに、水泳指導補助等の人員を確保することにより、児童の泳力向上など、水泳授業の充実を図る。

【2】事業概要

実施内容・実績

1 実施校

南小岩小学校

2 委託先

東京ドルフィンクラブ江戸川（所在地：江戸川区東小岩4 - 11 - 16）

- ・大プール 25m × 6 コース 水深 1.0m ~ 1.2m
- ・小プール 15m × 4 コース 水深 0.9m ~ 1.0m

3 実施期間

令和3年6月25日～11月4日

緊急事態宣言の影響で8月～9月は中断

4 実施回数

各学年別（1～6年）及び、みつばち学級（特別支援学級(固定級)）の7グループで実施

学年・学級	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	みつばち学級	合計
実施回数	7回	5回	6回	7回	6回	5回	6回	42回

5 指導体制・方法

- ・教員の全体指導の下、指導補助員が技術指導
（受託者側で指導補助員2名、監視員1名を配置）
- ・児童を泳力別に最大6グループに分け、1回あたり45分間授業を実施
- ・1～2年生は小プール、3～6年生は大プールを使用
- ・みつばち学級は児童の状況に応じて、小プール及び大プールを使い分け実施

6 授業タイムスケジュール

1～4学年及びみつばち学級は午前の部、5・6学年は午後の部に実施

《午前の部（1・2限）》

時間	内容
9:00	バス発
9:15	ドルフィン着
9:30～10:15	水泳指導
10:30	バス発
10:50	学校着

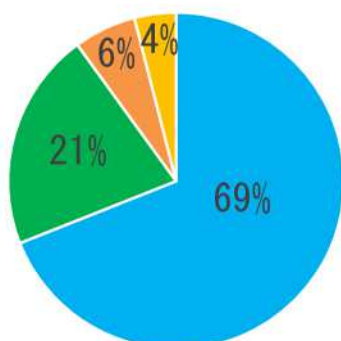
《午後の部（5・6限）》

時間	内容
13:25	バス発
13:40	ドルフィン着
13:55～14:40	水泳指導
14:55	バス発
15:15	学校着

7 アンケート結果

(1) 東京ドルフィンクラブでのプール授業は楽しかったですか

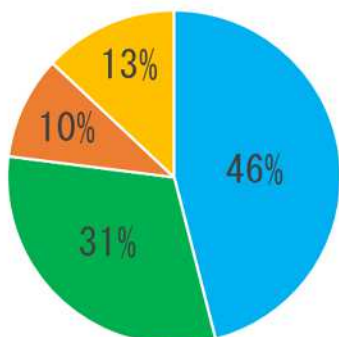
全児童



- あてはまる (69%)
- どちらかというにあてはまる (21%)
- どちらかというにあてはまらない (6%)
- あてはまらない (4%)

(2) 水泳の力は伸びましたか

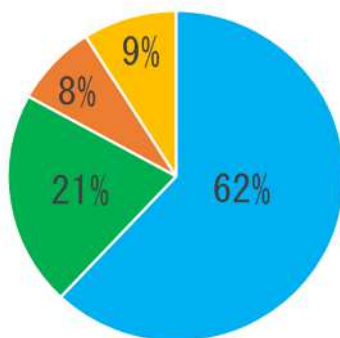
全児童



- あてはまる (46%)
- どちらかというにあてはまる (31%)
- どちらかというにあてはまらない (10%)
- あてはまらない (13%)

(3) 来年も東京ドルフィンクラブで学習したいですか

全児童



- あてはまる (62%)
- どちらかというにあてはまる (21%)
- どちらかというにあてはまらない (8%)
- あてはまらない (9%)

経費

6,040 千円

(内訳) 水泳指導委託 3,432 千円

送迎バス賃借 2,608 千円

【3】内部評価

成果

民間スイミングスクールへの水泳指導委託は初の試みであったが、事故等なく安全に事業を実施できた。

また、新型コロナウイルス感染症防止対策を講じながら、緊急事態宣言期間中を除き、計画通り授業を実施できた。

上記のとおり、児童に対するアンケート結果では、楽しかったと答えた割合が約9割、泳力が伸びたと答えた割合が約8割であった。また、来年度もドルフィンクラブで学習したいと答えた割合は約8割と好評であった。

有効性

民間スイミングスクールを利用することで、教職員の負担になっているプール施設の衛生管理業務などが不要になるとともに、より整った環境で水泳授業を実施できた。

室内プールを利用するため、雨天や猛暑といった天候に左右されず、計画的に水泳事業を実施することができた。

水泳授業は専門性を求められるとともに、事故防止の面から安全管理に細心の注意を払わなければならない、教職員への負担も大きい。委託によって専門知識のある指導員や監視員を確保することで、指導力の向上及び安全管理体制の充実が実現できた。

効率性

改築事業中の水泳授業は、他校のプールを借用して行っていたが、民間施設を活用することで他校との調整がなくなり、借用先の学校を含め、教職員の負担を軽減することができた。

民間スイミングスクールの指導員が指導に加わることで、泳力に応じたグループ分けが可能になり、きめ細やかな指導が実施することができるとともに、児童の待機時間が少なくなり、効率的に授業を実施することができた。

【4】今後の課題






委託先の通常業務との兼ね合いで、使用時間や回数等が制限される。また、学校からの移動時間も発生するため、委託先が限定されてしまう。

委託先の経営状況により、事業縮小や廃業の恐れがあり、水泳授業の継続的・安定的な実施には不透明な部分がある。

委託初年度で、学校・スイミングスクールの双方で指導方法の違いに戸惑う面もあった。指導方針や役割分担等の意見交換を行い、効果的な指導方法を模索していく必要がある。

内部評価	4
------	---

SDGs17 の目標 関連項目

 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	<p>すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>17 パートナリシップで 目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

【 5 】 外部評価

学識経験者（外部評価者）の意見

○ 小学校水泳指導の民間施設委託については、今まで行われていなかった。しかし、学校の水泳指導は学校に設置されたプールが開設される7月から9月の授業実施日に限られて、天候に左右されがちである。また、プールの深さも低学年用に浅くなっているわけではなく、競泳ができるように一部深くなっている部分もあり、低学年がプールの指導に当たると浅い側だけに偏りがちである。水泳で一番怖いのは児童が溺れることである。プールサイドから見ると水面が光って水の中が見えにくく、児童2人組を作って指導にあたり、短い時間で確認するなど、水泳指導というより事故防止に重点を置いた水遊びになりかねない。また、事故を防止しながら40人学級でプール指導するには、かなりの人員が必要である。指導に当たる人員と監視にあたる人員が必要である。全ての学校で民間施設への委託ができるわけではないと思うが、低学年から中学年までは、民間施設での水泳指導を受けて、泳力が備わったら学校のプールを活用するという事も考えられる。学校の施設であるプールを全く使わないというのも考えにくい。江戸川区に全小学校を受け入れる民間施設があるわけでもない。水泳指導をすべての担任が行うことは難しく、また、指導に当たってはかなりの人員が必要であり、水泳指導の民間施設委託はいろいろな方法を試してみるべきと考える。

（並木 正 東京理科大学特任教授）

<p>外部評価</p>	<p>B</p>
-------------	----------

○ 江戸川区教育委員会は、学校改築校で水泳の学習ができない児童に対し、その学習機会を保障することはもとより、児童の泳力向上、及び水泳授業そのものの充実をも目的として、水泳指導を民間施設に委託する本事業を実施した。授業後のアンケート結果から、9割の児童が楽しく学び、かつ8割の児童が泳力を伸ばすことができていることがわかり、充実した指導の様子を伺うことができる。

学校は、こうした教育委員会の支援により、教員と専門知識のある指導員や監視員で構成する効率的・効果的な指導体制、安全管理体制で、きめ細やかな指導と徹底した安全管理を行うことができるとともに、併せて教育課程の適切な実施を担保することもでき、大きな成果を挙げることができたといえる。

現在、全国では、コスト削減と教員の働き方改革の推進を目的として、管内の小学校の水泳授業を民間のスイミングスクールに委託する事業を行っている自治体がある。これは、修繕費、水道使用量を含む維持管理費に莫大な費用を費やしている現状、プール清掃に始まり、日々の水質管理、授業時の安全管理等、水泳授業に伴い教員に大きな負担を強いている現状等を踏まえてのものである。

江戸川区教育委員会による本事業の、学校改築校の児童に対する水泳の学習機会の保障とは、大きく目的は異なるが、発想の転換を図り、本事業の成果を参考にするとともに、民間委託に伴うコスト、費用対効果との比較、及び教員の負担軽減という別の観点から、小学校水泳指導の民間施設への委託について検討してみるのもいいのではないかと考える。
(佐藤 浩 日本体育大学教授)

外部評価	A
-------------	----------

事業名：教育相談

【1】事業目的

不登校や発達に関する事など教育問題を中心に、悩みをもつ児童・生徒とその保護者に、グリーンパレス教育相談室・西葛西教育相談室・南篠崎教育相談室の3か所で、きめ細かい相談活動を実施するとともに、来室が難しい方のために電話による教育相談を実施している。

また、グリーンパレス教育相談室では、いじめに特化したいじめ電話相談を開設している。対象は小学生中学生の学齢児童・生徒と保護者で、対応は心理士資格を持つ相談員である。毎回45分を基本として問題解決まで継続的に相談を行い、必要に応じて知能検査を実施している。

【2】事業概要

実施内容・実績

1 実施内容

- (1) 事業開始 (教育相談) 昭和30年11月1日
(電話相談) 昭和51年9月1日
- (2) 開設時間 平日 午前9時～午後4時30分
- (3) 場 所
グリーンパレス教育相談室 松島1-38-1グリーンパレス3階
西葛西教育相談室 西葛西3-11-4
南篠崎教育相談室 南篠崎5-12-2南篠崎スカイハイツB棟1階
- (4) 申し込み 45分間の予約制 電話で申し込みを受け付けている
- (5) スタッフ 心理士資格を持つ専門職員が対応する。
グリーンパレス教育相談室 15名
西葛西教育相談室 7名
南篠崎教育相談室 5名

2 実 績

来室による相談

(1) 登録者数 (人)

年度	グリーンパレス	西葛西	南篠崎	計
R 1	648	483	189	1,320
R 2	661	469	191	1,321
R 3	742	515	210	1,467

(2) 延べ相談件数 (件)

年度	グリーンパレス	西葛西	南篠崎	計
R 1	7,871	3,595	2,056	13,522
R 2	7,063	2,676	2,072	11,811
R 3	7,892	3,269	2,322	13,483

電話による教育相談

(3) 相談件数

(件)

年度	グリーンパレス	西葛西	南篠崎	計
R 1	624	206	144	974
R 2	1,009	370	220	1,599
R 3	1,110	273	182	1,565

経費

153,633 千円

(内訳) 報酬 92,722 千円

職員手当 19,703 千円

共済費 36,059 千円

特別旅費 5,149 千円

【3】内部評価

成果

相談件数は増加しており、コロナ禍以前の相談件数に戻っている。

相談のコマを隙間なく活用し、相談者の要望に応じることができた。

相談の主訴は、不登校 3 割、発達関係 3 割弱、学業関係 1 割であり、心理士が適切に対応することができた。

今後、件数の増加が見込まれるが、予約管理を確実に実行して行く。

有効性

相談者は、学校や医療機関、知人のアドバイスをきっかけとして連絡をしてくる方が多い。区民の悩みごと解消のため、心理士による傾聴と継続した相談を行っているが、特徴として、他の兄弟姉妹に関する相談へと派生することも多い。

各機関との連携も密に行っている。

状況に応じて、当室の教育電話相談及びいじめ電話相談が活用できることをお知らせしている。主訴が不登校に関する場合は、教育研究所が管理する区内 6 か所の学校サポート教室を紹介している。

他機関との連携としては、(1)各学校に関しては区教育指導課を含めた情報共有に努め、緊急時の(2)児童相談所(3)医療機関との情報共有など、各地との密接な連携を行っている。

効率性

グリーンパレス、西葛西、南篠崎の 3 か所の相談室で、登録者、相談数とも増加している。

心理士は、区会計年度任用職員であり、週 4 日勤務のローテーションにより対応している。

担当 2 名で、保護者と子どもの部屋を分け双方が語りやすい環境を整えながら、相談内容と悩みの聞き取り効果を上げるよう実施している。

相談時間を 45 分と定めることで、一部屋で 1 日に最大 7 コマの相談枠を提供できるように工夫している。

その他、日曜不登校相談会(年 2 回)、大学教授を招聘しての日曜実施の講演会の開催など、日曜日しか参加できない保護者へニーズに配慮している。

【 4 】今後の課題

(1) 相談室の立地条件

南篠崎教育相談室はバス利用となること、いずれの相談室も増加傾向であることを鑑み、より良い立地について常に情報収集のうえ、検討をしていく必要がある。

(2) 人員について

現在心理士は 27 名で対応中である。




相談登録者 1,500 名は、心理士 1 名で 55 件対応の状況であり、余力はない。

教育相談のみならず、ここに知能検査を年に 300 件実施している。

隙間のない予約を常に考えているが、毎年 9 月下旬で、年度内の知能検査の受付枠が埋まる状況である。

内部評価	4
-------------	---

SDGs17 の目標 関連項目

 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
 <p>10 人や国の不平等 をなくそう</p>	各国内及び各国間の不平等を是正する
 <p>17 パートナシップで 目標を達成しよう</p>	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

【 5 】外部評価

学識経験者(外部評価者)の意見

- 教育相談はこれからますます必要になってくると考えられる。私が中学校の校長をしていた平成 25 年頃は、まだ都のカウンセラーの配置だけであったが、今は都のカウンセラーだけでなく、区のカウンセラーの配置もされていると聞く。カウンセラーの仕事は児童・生徒

保護者が悩んでいることに耳を傾け、学校の先生のようにこうした方が良いというのではなく、本人に適切な行動が取れるように粘り強く考えさせる仕事と言える。最近では、親子関係の悩みやいじめについての悩み、友達関係の悩みなど、親を含めて児童・生徒に関わる悩みが増えているように思う。親が子どもの相談機能を十分に果たせていない状況もあると考えられる。コロナ禍になって、人間関係作りが困難になり、精神を病む児童・生徒や不登校に陥る児童・生徒も出てきているように思う。そのような中で教育相談の必要度は上がってきている。精神的に病んでいる相談者に対しては、カウンセラーが医療につなげることも可能と考えられるので、教育相談事業はさらに拡大すると思われる。

(並木 正 東京理科大学特任教授)

- 文部科学省の「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、令和3年度における小中学生の不登校数は24万4,940人で、前年度から4万8,813人(24・9%)の大幅増となり、過去最多であった。また、いじめの認知件数は61万5,351件であり、コロナ禍で一斉休校が行われた前年度より9万8,188件(19%)増え、過去最多となった。最も多かった学年は小学2年生(10万976件)、次いで小学1年生(9万6,142件)、さらに小学3年生(9万4,781件)と続くなど、小学校低学年で顕著だった。不登校増加の背景には、新型コロナウイルスによる生活環境の変化やコロナ禍のもと学校生活においてさまざまな制限があるなかで、登校する意欲がわきにくい状況があること、また、いじめ増加の背景には、コロナ禍で学校行事の制限や給食の黙食などが続いたことで、人間関係を築くのが難しくなっていることなどがあると考えられる。

江戸川区教育委員会は、江戸川区のこれまでの状況を踏まえるとともに、コロナ禍で新たに発生する問題等を予測し、悩みをもつ児童・生徒と保護者を対象に区内3か所での相談活動、及びグリーンパレス教育相談室でのいじめに特化した電話相談を行うなど、着実な対応を進め充実させた。その結果、相談件数がコロナ禍以前の相談件数に戻り、また、グリーンパレスによる電話相談が令和元年度に比べ倍増(624件→1,110件)するなど、相談者の要望に応じたきめ細かい対応を着実に進めることができたといえる。特に、いじめ電話相談の開設は、適時的確な対応へと繋がり、大いに評価できるものである。さらに、日曜開催の不登校相談会や大学教授を招聘しての講演会など、日曜日しか参加できない保護者への細かな配慮も素晴らしい取組の一つである。

今後も、一人一人の子ども、そして、保護者に対して一層適切な援助・指導の手を差し伸べ、子どもたちの幸せを実現されるよう期待する。(佐藤 浩 日本体育大学教授)

外部評価	A
------	---

4 おわりに

江戸川区教育委員会では、「こころ豊かに たくましく 教育の江戸川区」という教育目標を掲げ、様々な教育施策を推進しています。

今回、令和3年度に実施した事業の中から5事業を抽出して、自己点検・評価を行い、学識経験者の意見を伺いましたが、おおむね目的に対して有効に事業が展開されているという評価にいたりました。

しかし一方で、今後も事業を継続していくにあたってはさまざまな課題があることも挙げられました。

時代の変化とともに、教育課題や区民・保護者のニーズは変化していきます。限られた財源の中でそれらに対応した施策を充実させるために、今回点検・評価を実施した事業のみならず、すべての事業について継続的に検証を行い、適正な見直しを行っていく必要があります。

今後も、未来を担う子どもたちの健やかな成長のために、より効果的な施策の展開を目指してまいります。